

主 要 記 事 の 要 旨

カジノ導入をめぐる最近の動きと論議

岩 城 成 幸

- ① 地域の活性化、国際観光の振興、さらには財源の確保等を目指してカジノ（ゲーミング）を誘致しようとの動きは、地方自治体や民間団体を中心に広がっている。しかし、誘致運動の中には、カジノのマイナス面を十分に理解していない向きも見受けられる。
- ② 我が国においては、ギャンブルとしてのカジノは、刑法により禁じられている。カジノを合法化するためには、まず、この障害をクリアしなければならない。公営ギャンブル（競輪、競艇等）導入時と同じように、特別法を制定すべきであるとの提案もなされている。
- ③ 法制上の問題をクリアできたとしても、カジノがギャンブルである以上、「負の影響」が発生することは避けられない。「負の影響」の中でも最も深刻なものは、「ギャンブル依存症」（「病的賭博」）の問題である。

ギャンブル依存症は、ギャンブルをやめたくても、やめられない慢性的・進行性の心の病である。カジノ推進派の人たちも、カジノを導入した場合には、「ギャンブル依存症は確実に発生する」と述べている。

我が国では、パチンコ等によるギャンブル依存症患者の実態も、十分には把握されていない。早急な防止対策と業界の積極的取り組みが急がれている。
- ④ 自民党の「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」（岩屋毅小委員長）は、平成18年6月に、「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を発表した。この基本方針では、カジノ導入の主目的を国際観光振興とし、地方自治体と民間との協働による開催を打ち出している。今後、「カジノ・ゲーミング法案」（議員立法）の提出を目指すという。
- ⑤ カジノ導入をめぐる賛否は、どこまで行っても平行線のままであるように見える。推進派の人々は、観光資源としてのカジノの魅力について語り、その経済波及効果の大きさを強調する。一方、反対派の人々は、カジノがもたらすであろう「負の側面」（青少年に対する悪影響、犯罪の誘発、ギャンブル依存症等）の弊害を強調する。
- ⑥ カジノを導入するか否かは、最終的には地域住民が、どこまでカジノのメリットとデメリットを正確に把握し、判断を下すかにかかっているように思われる。カジノ導入に伴うマイナス面（ギャンブル依存症、青少年問題等）が、プラス面よりはるかに大きいと判断した場合には、誘致の前進は難しいかもしれない。

カジノ導入をめぐる最近の動きと論議

岩 城 成 幸

目 次

はじめに

I カジノとカジノ構想

- 1 カジノとは
- 2 カジノと刑法の規定
- 3 「構造改革特区」とカジノ構想

II カジノ導入をめぐる最近の動き

- 1 地方自治体の動き
- 2 民間団体等の動き
- 3 政党の動き
- 4 その他の動き

III カジノ導入をめぐる賛否

- 1 賛成論と反対論
- 2 主な反対理由と対応策

IV ギャンブル依存症問題

- 1 韓国のカジノと依存症問題
- 2 米国のゲーミング影響評価委員会報告
- 3 我が国のギャンブル依存症患者

V シンガポールのカジノ合法化

おわりに

<参考> 主要国のカジノ（ゲーミング）の概要

はじめに

カジノの解禁を求める動きが、ここ数年、地方自治体等を中心に活発になっている。地域経済の低迷がかなり長く続いたこともあって、カジノに、地域経済活性化のための新たな起爆剤や観光振興のためのランドマークとしての役割を期待する声は大きい。

カジノ産業が創出された場合、その市場規模は約30兆円に達するものと見られる⁽¹⁾。これは、自動車産業やパチンコ産業⁽²⁾に匹敵する規模である。一方、カジノがもたらすであろう「負の側面」（青少年に対する悪影響、犯罪の誘発、ギャンブル依存症等々）に対する不安の声も、決して

少なくない⁽³⁾。カジノ解禁をめぐる賛否は、はっきりと分かれている。

我が国では、現行法上、賭博行為としてのカジノは禁じられている。カジノを導入するためには、まず、この法律上の問題をクリアしなければならない。公営ギャンブル（公営競技）導入時と同じように、「特別法の制定により、合法化することが必要」⁽⁴⁾との提案もなされている。ただ、法制上の問題をクリアできたとしても、カジノがギャンブルである以上、負の影響が発生することは避けられない⁽⁵⁾。

社会的コストの問題、とりわけ「ギャンブル依存症」という副作用にいかに対処するかは、

(1) 上野健一『新日本のカジノ産業：超高齢化社会だからこそ期待される！』星雲社、2006、p.2。

(2) パチンコの市場規模は、近年、縮小しているものの、平成17年で28兆7,490億円である（『レジャー白書 2006』（財）社会経済生産性本部、2006、p.75.）。

(3) 「カジノ合法化 論議が拙速過ぎないか」『琉球新報』2006.2.27。

大きな課題である。カジノ推進派の人々も、「カジノをスタートさせた場合、ギャンブル依存症は確実に発生する⁽⁶⁾」とか、「必ずそこから抜け出せなくなるギャンブル依存症患者というのが出ます⁽⁷⁾」と述べている。

以下では、カジノ導入をめぐる最近の動向と論議を紹介する。まず、カジノとは何か、刑法とカジノの関係、「構造改革特区」とカジノ構想等を取り上げる。次に、カジノ導入をめぐる最近の地方自治体等の動き、導入をめぐる賛否、「カジノ依存症」等社会的コストの問題等について考える。巻末には、参考までに、主要国のカジノの概要をまとめた表を付した。

I カジノとカジノ構想

1 カジノとは

カジノ (casino) という語は、「小さな家」を意味するカーサ (casa) から派生したもので、もともとは、王侯貴族が所有する社交用の別荘を指していたという⁽⁸⁾。公認の賭博場である「カジノ」の原型は、16世紀英国のバッキンガム宮殿内にあった王室・貴族用の賭博室に認められることができるという⁽⁹⁾。

その後、王侯貴族のこの遊戯を真似た一般大衆向けの社交的遊技場がヨーロッパ各地に生まれ、「カジノ」と呼ばれるようになった⁽¹⁰⁾。なお、カジノが庶民にとっての娯楽施設として発展するようになったのは、1970年代以降のことである。

カジノでは、ルーレットやポーカー等のトランプゲームが、社交クラブ形式で行われるようになり、豪華な設備と社交的雰囲気がその特徴となった⁽¹¹⁾。「カジノ」の同義語として「ゲーミング」という語が使われるが、この語は、カジノが持つマイナスイメージを払拭するために、欧米で用いられるようになったもので、我が国でも、最近、この語がよく使われるようになっている⁽¹²⁾。

現在、カジノは、「ルーレット、サイコロ、トランプ、スロットマシン、その他の器具等を用いて、金銭を賭するゲーミング行為や、エンターテイメントとしての賭け行為を顧客に提供する業⁽¹³⁾」を意味している。

観光の振興や外貨獲得を目的に、カジノを公認している国や地方自治体も少なくない。カジノは、世界112以上の国で開設⁽¹⁴⁾されており、OECD (経済協力開発機構) 加盟国の中で、カジ

(4) 「カジノ特別法制定訴え 都府県『研究会』が報告書」『東京新聞』2004.4.1.; 美原融「法律と制度」谷岡一郎・菊池光造編著『カジノ導入をめぐる諸問題1』大阪商業大学アミューズメント産業研究所, 2003, p.55.; 『新たなエンターテインメントの創造』東京商工会議所, 2004, p.13.

(5) 上野 前掲注(1) p.66.

(6) 室伏哲郎『カジノ産業が日本を救うー30万人新雇用の総合ゲーミング・プロジェクトー』日本カジノ学会, 2001, p.201.

(7) 第142回国会衆議院文教委員会議録 第8号 平成10年5月6日 p.41.

(8) 室伏哲郎「カジノとは」前掲注(6) p.15.

(9) 「カジノ」『世界大百科事典』Vol.5, 平凡社, 1988, p.263.

(10) 室伏 前掲注(6) p.15.

(11) 同上 p.202.; 『ヨーロッパにおけるゲーミング』(財)社会安全研究財団, 2004, p.2.

(12) 沖縄県『エンターテイメント事業可能性調査報告書』2003.5, p.1.

<[http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/2027/houkokusyo\(homepage\).pdf](http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/2027/houkokusyo(homepage).pdf)>

(13) 韓景旭「韓国カジノの歴史と日本カジノの未来」『西南学院大学国際文化論集』20巻2号, 2006.2, p.77.

(14) カジノが非合法である国は、69カ国で、その多くは、イスラム圏で、「イスラムの教義に反する」として禁止されている。ただ、外国人観光客向けのカジノを設けている国はある。

ノを合法化していないのは、日本、アイルランド、ノルウェーだけだと言われる⁽¹⁵⁾。モナコのモンテカルロ、中国のマカオ、米国ネバダ州のラスベガス、オランダのアムステルダム（空港内のカジノ）、ドイツのバーデン（滞在型保養地のカジノ）等が、世界的にも有名である。ラスベガスは、「カジノの街」との印象が強いが、実際には、リゾート地ラスベガスが提供している各種エンターテインメントの1つにすぎない。最近では、規律の厳しいシンガポールが、観光客誘致のためにカジノを解禁したことが話題となっている⁽¹⁶⁾（この点については、後述する）。

2 カジノと刑法の規定

ルーレットやスロットマシンを備えた賭博ゲーム施設であるカジノは、我が国では、刑法第185条（賭博）及び第186条⁽¹⁷⁾（常習賭博、賭博場開張）により禁止されている。政府もこれまで、カジノの解禁には積極的ではなかったように見える。

そのことは、日本船主協会が提出した「日本船籍でのカジノの自由化」（海運関係規制緩和要望項目の1つ。）に対する法務省の次のような回答からも、うかがい知ることができる⁽¹⁸⁾。

◆ 日本船主協会「日本籍船上では現行刑法が適用されるため、公海上にあってもカジノが禁止されている。国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、カジノの運営が非合法とならないよう、所用の法整備を

行うこと⁽¹⁹⁾」

◆ 法務省「賭博は、国民一般の経済観念・勤労観念を害するものであり、これに関する行為を処罰する必要がある。また、刑法は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用するものとされているところ、日本船舶内においては、日本国内と同一の秩序を維持する必要がある⁽²⁰⁾」

検察庁も、「全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧」の中の「日本籍船でのカジノの自由化」に関して、以下のような回答を寄せている。

まず、「制度の現状」については、「いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪の関係から、その実施にあたっては、新たな立法措置が必要」であると説明している。

「措置の概要（対応策）」については、「カジノの開放には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、風俗環境の悪化等の懸念があるため、⁽²¹⁾ 検察庁としては、カジノ解禁を積極的に推進する立場にはない。しかし、経済の活性化、雇用の創出、地方財政の財源確保等一定の公益を図る観点からカジノ解禁を求める意見があることは承知しており、カジノ解禁により得られる公益と、一方で懸念される影響とを比較衡量する議論がなされた上で、カジノ解禁を図るため、刑法の賭博罪の違法性を阻却する立法措置がなされる場合に

(15) 東京都『東京都都市型観光資源の調査研究報告書』2002, pp.3-4.

<<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/monthly/midasi/casino/hokokusho.PDF>>

(16) 「お堅い国がカジノで勝負」『Newsweek 日本版』No.955, 2005.5.18, p.58.

(17) 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）、2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）、3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3年以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。

(18) 拙稿「公営競技（公営ギャンブル）の現状と課題—地方財政の視点から—」『レファレンス』No.622, 2002.11, p.58.

(19) 「日本船籍でのカジノの自由化」<<http://www.moj.go.jp/PRESS/010126/kanwa82.html>>

(20) 同上

(21) 「全国規模の規制改革要望事項一覧（様式A）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kiseikaikaku/osirase/050726/keisatu_a.pdf>

は、検察庁としては、その施行に関する事項のうち警察の責務の範囲に含まれる事項について、責任を負い、施行に関与していく⁽²²⁾」と述べた。

つまり、賭博行為は刑法上の罪を構成するので、カジノの違法性を阻却する新たな立法措置がなされない限り、賭博行為としてのカジノを合法的に施行するのは難しいというのである。ただ、刑法第35条の規定⁽²³⁾を根拠として、新たにカジノの施行に係る特別立法が制定される場合には、検察庁としても、当該省庁との協議に応じる用意はある、というのである⁽²⁴⁾。刑法第35条に基づいて、正当性を付与する形で特別立法措置が行われれば、我が国においても、カジノを導入することは可能である⁽²⁵⁾。

賭博を禁じた刑法第185条の規定は、制定当時(明治40年)の社会倫理感を反映したものであるばかりでなく、その後の日本人の倫理感をも規定するものとなった。そのため、カジノ即ち賭博、賭博行為は公序良俗に反する、との倫理感が、今日に至るまで根強いと言われる⁽²⁶⁾。

カジノが盛んな米国においても、ハワイ州やユタ州のように、カジノを非合法化している州もある⁽²⁷⁾。これは、文化の違いや、宗教、住民の意思、地域における倫理観・宗教観等の差

を反映したものであると言えよう⁽²⁸⁾。

3 「構造改革特区」とカジノ構想

地域の特性を活かしつつ、地域限定で規制改革を図ることにより、地域の潜在力を引き出し、地域経済の活性化を図ろうというのが「構造改革特区」である⁽²⁹⁾。この特区に対し、地方自治体から様々な提案がなされたが、その中には、カジノに関係するもの(カジノ特区構想)もいくつかあった。

平成14年8月と平成15年1月の「特区」提案募集の際には、事前に「刑法の規制緩和となるカジノは対象外」⁽³⁰⁾としたにもかかわらず、熱海市、鳥羽市、「珠洲にラスベガスを創る研究会」、堺商工会議所等が、それぞれ、「熱海温泉郷観光振興特区」、「観光産業特区」、「能登国際観光カジノ産業特区」、「国際楽市楽座特区」等の名称で、申請を行った⁽³¹⁾。しかし、これらの申請はいずれも却下され、カジノ設置に関する特例は、認められなかった。その理由を警察庁は、次のように説明している。

「現金を賭けスロットマシンやルーレット等に興じることは、刑法上の賭博罪に該当すると認められる行為であるが、総合規制改革会議の中間とりまとめによれば、『刑法に関するもの』

22) 「日本籍船でのカジノの自由化」

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kiseikaikaku/osirase.050107/keisatu.pdf>>

23) 刑法第35条は、「法令又は正当な業務に因り為したる行為はこれを罰せず」と規定している。

24) 美原融「法律と制度」谷岡・菊池 前掲注(4) pp.54-55.

25) 同「カジノ法制化をめぐる課題と方向性」『月刊レジャー産業資料』No.436, 2003.1, p.112.

26) 拙稿 前掲注(18) p.54.

27) P.Baxandall and B.Sacerdote, *The Casino Gamble in Massachusetts*, pp.21,26.

<<http://www.ksg.harvard.edu/rappaport/downloads/gambling/casino.pdf>>

28) 『カジノ制度構築に向けた諸課題と対応策』日本プロジェクト産業協議会, 2003, p.15.

29) 拙稿「地方発の構造改革と規制緩和」『地方再生—分権と自律による個性豊かな社会の創造—』(調査資料2005-1) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2006, p.iii.

30) 地方自治体カジノ研究会『研究報告書』2004.3, p.8.

<<http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/kouiki/casino/kaji-houkokusyo.pdf>>

31) 申請を行った際の特例要望事項は、「カジノに係る賭博関係規制の適用除外又は特別法の整備」や「カジノの合法化」等であった。

は特区制度の対象外とされている」(警察庁)⁽³²⁾

法務省も、「刑法改正により特定の地域のみその適用を排することはできず、カジノを刑法23章の構成要件から外すことはできないが、『刑法35条による合理化』については、いずれかの省庁でカジノを合法化する法律が立案されれば個別に当該省庁と協議に応じる用意はある」⁽³³⁾と回答している。

要は、「カジノのみを、刑法の罪の構成要件から外すことはできない」というのである。

国会における政府答弁をみても、カジノと刑法との関係については、ほぼ上記と同じような説明がなされている。「経済特区」と「賭博行為」との関係について、政府参考人(法務省)は、次のように答弁した。

「特定の地域において刑法の適用を一律に排除するというようなことはできないと考えられますし、また、カジノの開設を認め、刑法上の賭博罪等の成立範囲を限定する法律が立案されます場合には、当該法律の目的が合理的なものであるか否か、当該法律により認められる行為により賭博罪を設けた趣旨に反することにはならないかといったこと等が検討されることになるというふうに思われます⁽³⁴⁾」

「カジノ特区」の可能性について問われた金子一義特区担当大臣(当時)も、次のように答弁した。

「鳥羽市を含めて、全国九か所ほどでしょうか、これまでに特区での御要請もありました。

ただ一方で、今、刑法に関するものという部分については、本当に特区になじむものかという議論、それから子供の教育ですとか暴力団の資金源というような問題もございますので、本当に国民の理解が得られるのか、この議論がまだ必ずしも成熟していないのかなど、否定はいたしません。特区で考えるのか、あるいは全国の特例法で将来考えていくのか、そういうものも含めて更なる勉強はさせていただきたいと思っております。⁽³⁵⁾」

「構造改革特区」での規制緩和や、現行法の枠内でカジノを施行することは、平成14年頃に、既に困難であることが確定していたと言われる⁽³⁶⁾。その後もカジノ特区構想を標榜する民間団体等が存在することについては、カジノの制度的実体や運営のあり方、地域にとっての負担等を十分理解せず、カジノの良い面のみを積極的に評価しようとする「単純な夢想」⁽³⁷⁾にすぎない、との厳しい批判がある。

また、「特区を導入してカジノを実現することは、特定の地域に組織悪が流入する可能性や規制の負担が重くなるため、不可能だ⁽³⁸⁾」との指摘もある。

こうした批判がある一方で、カジノ特区提案については、「カジノ論議を活発化させたこと、全国一律に適用される『特別法』による合法化しかない、と再認識できたことで一定の成果を残した⁽³⁹⁾」と評価する意見もある。

⁽³²⁾ 首相官邸「構造改革特別区域推進本部」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/030128/s2_1.pdf>

⁽³³⁾ 同上

⁽³⁴⁾ 第155回国会参議院内閣委員会会議録 第8号 平成14年11月28日 p.29.

⁽³⁵⁾ 第159回国会参議院予算委員会会議録 第14号 平成16年3月22日 p.12.

⁽³⁶⁾ (財)広域関東圏産業活性化センター『カジノの運営主体及び地域経済等に及ぼす影響調査報告書』2004.3, p.13.

<http://www.giac.or.jp/kenkyu/h15_1_3.pdf>

⁽³⁷⁾ 日本プロジェクト産業協議会都市型複合観光事業研究会編『日本版カジノ』東洋経済新報社, 2003, p.178.

⁽³⁸⁾ 「カジノ法制で美原融氏講演」『沖縄タイムス』2006.3.14.

⁽³⁹⁾ 矢野経済研究所「カジノ事業のマーケティング要件と経済波及効果」2003.5.29, p.2.

<<http://www.yano.co.jp/pdf/press/030529.pdf>> (last access 2005.11.1.)

II カジノ導入をめぐる最近の動き

既に述べたように、ここ数年、様々な方面で、カジノの導入をめぐる動きが活発化している。以下では、地方自治体、民間団体、政党等のカジノをめぐる最近の動きを紹介する。

1 地方自治体の動き

地域の活性化を目的に、カジノの導入を目指している地方自治体は少なくない(20を超えるとも言われる)。平成15年2月には、東京都や大阪府が中心となって、「地方自治体カジノ研究会」が設立され、我が国における望ましいカジノ像、法制度のあり方等を検討した⁽⁴⁰⁾。

この研究会のメンバーは、東京都、神奈川県、静岡県、大阪府、和歌山県、宮崎県の6都府県であるが、オブザーバーとして、15道府県が参加した。同研究会は、平成16年3月に『研究報告書』⁽⁴¹⁾を公表して解散した。

その後、平成16年8月には、新たに「地方自治体カジノ協議会」が設けられた⁽⁴²⁾。同協議会は、カジノ推進に賛同する都道府県が連携して、カジノ実現のために検討を行うことを目的としている⁽⁴³⁾。

平成17年12月には、秋田市で「日本カジノ創設サミット」が開かれるなど、カジノ開催をめぐる動きは、全国的な広がりを見せている。熱海、珠洲、宮崎市等の地方議会では、カジノ合法化への請願が可決されている。地方におけるこのような盛り上がりの背景には、ギャンブルに地域活性化を賭けざるをえない地方の閉塞感

がある、との指摘もある⁽⁴⁴⁾。

カジノ導入に対する地方自治体の対応は、多種多様であるが、以下のようなグループに分けることができる。①知事や行政が中心となって、カジノ導入に積極的に取り組んでいる自治体(東京都、大阪府、静岡県、宮崎県等)、②「カジノ特区」や「観光産業特区」構想に基づいて、カジノ導入を進めようとしている自治体(熱海市、鳥羽市等)、③地元の産業界や市民組織等が中心になって、カジノ誘致を目指している自治体(秋田県雄和町、珠洲市、常滑市等)、④法改正をしてまでカジノ導入を目指す必要はない、と考えている自治体(兵庫県、福島県等)。

以下では、主な地方自治体(図参照)のカジノ導入への取り組みを紹介する。

(1) 主な地方自治体の取り組み

札幌市(北海道) 社団法人 北海道未来総合研究所が公表した『北海道都市型観光資源(札幌カジノ)の調査研究報告書』⁽⁴⁵⁾によれば、JR札幌駅の隣接地に、ホテル併設のカジノを設置することにより、年間421億円の需要が生まれるという。

雄和町(秋田県) 特定非営利活動法人(NPO法人)「イーストベガス推進協議会」(代表 長谷川敦氏。平成13年に発足。)が中心となって、活動を行っている。秋田空港近くの雄物川が大きく蛇行する水田地帯に水路を設け、船でカジノホテルやショッピングセンターを行き来することを考えている。カジノ施設等を建設することにより、年間約1,200万人の観光客を集めることができるばかりでなく、県外に流出している

(40) 「地方自治体カジノ研究会の発足について」2003.2.6.

<<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2003/02/20d27200.htm>>

(41) 地方自治体カジノ研究会 前掲注(30)

(42) 「〈参考2〉 カジノ創設に向けた動き」<http://www.tokyo-cci.or.jp/chiiki/entame_sankou.pdf>

(43) 「地方自治体カジノ協議会」<<http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/kouiki/casino/kyougikai.htm>>

(44) 「いまカジノ構想の不思議」『日本経済新聞』2001.11.11.

(45) 『北海道都市型観光資源(札幌カジノ)の調査研究報告書』2005.1.11. <<http://www.hifa.or.jp/casino.htm>>

図 主な地方自治体のカジノ導入への取り組み



（出典）筆者作成

若者にも雇用を確保できると訴えている⁽⁴⁶⁾。

平成15年12月には「第3回日本カジノ創設サミット in 秋田」が開催された⁽⁴⁷⁾。

東京都 平成14年5月の石原慎太郎知事による「お台場にカジノを」との発言をきっかけに、カジノ論議が本格化した。都は「観光産業振興プラン」（平成13年11月）の中に、「カジノ等新たな観光資源の開発」を目標に掲げ、さらに平成14年10月には、『東京都都市型観光資源の調査

研究報告書』⁽⁴⁸⁾を公表した。この報告書の中で、カジノの経済効果については、(1) カジノハウス単体の施設の場合と、(2) カジノホテルとエンターテイメント施設を複合した場合の数値を示している。(1)の場合、カジノ収益額300億円、生産誘発額740億円、雇用誘発人員4,545人、税収効果72億9,000万円が見込めるといふ。(2)の場合は、カジノ収益額910億円、生産誘発額2,246億円、雇用誘発人員1万3,785人、税収効果は

(46) 「民間レベルで地域活性化」『日本経済新聞』2006.2.23.；「イーストベガス推進協議会」のホームページ
<<http://www.eastvegas.org/>>

(47) イーストベガス推進協議会「第3回日本カジノ創設サミット in 秋田」
<<http://www.casino-summit.jp/news/index.html>>

(48) 報告書の中では、カジノ導入にともなう経済波及効果、雇用創出効果の試算等を行っている。

221億円に達するという⁽⁴⁹⁾。

平成14年10月には、都庁46階の展望室で、カジノを題材としたフリートークと、「模擬カジノ」のデモンストレーションを行った。

平成15年頃に石原知事は、既存法でのカジノ実現を断念し、大阪府などとともに「地方自治体カジノ研究会」を立ち上げた。平成17年に東京都は、カジノの犯罪防止や不正防止についての調査結果を、『カジノのセキュリティに関する調査研究報告』⁽⁵⁰⁾として発表した。

熱海市（静岡県） 観光客がピーク時の4割程度、年間300万人程度にまで落ち込んでしまった熱海温泉では、カジノを誘致することにより、温泉地の活気を取り戻そうとしている。平成13年6月に、市長は、市議会において、「市としても（カジノについて）検討するセッションを作りたい」と述べた。同年12月19日には、市議会が、「カジノ合法化に関する意見書」を採択した⁽⁵¹⁾。民間団体の「熱海カジノ会議」は、カジノ導入による初年度の経済効果を約850億円、観光客は600万人増えると見積っている⁽⁵²⁾。

静岡県 欧州に駐在員を置き、モナコのカジノ事業者から直接に聞き取り調査を行うなど、静岡県は、早い段階からカジノ調査を実施してきた。県知事の石川嘉延氏は、平成14年7月に「カジノ誘致協議会」を設立するとともに、同年9月には、次のような内容を盛り込んだ独自の提案（「文化芸術振興特定遊技場事業の実施に関する法律（試案）」）を行った。その内容は、

- ① カジノ事業を「文化芸術振興特定遊技場事業」と位置づけ、カジノ開設で得られた収益を、文化芸術の振興、その他公共目的に配分する。
- ② 非合法団体の参入を防ぐ観点から、実施主体は、地方公共団体または、地方公共団体からの委託を受けた公益法人とする。
- ③ カジノ導入地域は限定する。
- ④ 公正な運営を担保する監視機構を設ける、等であった⁽⁵³⁾。

常滑市（愛知県） 平成14年3月、常滑商工会議所は、「ゲーミング（カジノ）ビジネスについての要望書」を市に提出した。また、同商工会議所は、中部国際空港島対岸部123haの埋立地（前島）にカジノを誘致すること（「前島カジノ構想」）を検討し、カジノ施設を核とした「グッドラックタウンとこなめ」構想を発表している。

この構想が実現した場合の経済効果を、カジノやホテル等の直接消費が約360億円、雇用者数約4,150人、経済波及効果約409億円、納税額約56億円、地元への助成金可能額約42億円、と見積っている。

直接消費額や経済波及効果等は、プロ野球の新球団を誘致する（消費額約78億円、経済波及効果約127億円）よりも大きいという⁽⁵⁴⁾。平成16年2月13日には、常滑市民文化会館で「カジノフォーラム in とこなめ—新たなまちづくりに向けて—」が開催された⁽⁵⁵⁾。

鳥羽市（三重県） 平成14年6月の市議会において、井村均市長（当時）は、「観光を基幹産業とする本市においては、現在の観光産業を一層

(49) 東京都 前掲注(15) pp.24-25.

(50) 東京都産業労働局「カジノのセキュリティに関する調査研究」2005.7.11.

<<http://www.metro.tokyo.jp/INT/CHOUSA/2005/07/60F7b100.htm>>

(51) 室伏哲郎『カジノ新ビジネスが日本を救う』史輝出版、2002、p.175.

(52) 「熱海温泉活性化の取り組み」2003.11.13. <http://www.dbj.go.jp/hokuriku/report/pdf/0426_008.pdf>；室伏 同上

(53) 「談話室：『カジノ合法化に向けて』の提案をします」<<http://www.pref.shizuoka.jp/governor/talk/casino1/index.htm>>；前掲『日本版カジノ』注37, p.29.

(54) 常滑商工会議所ががんばる協議会・臨空都市カジノ研究会『Stay or Hit —常滑は今のままですか？ それとも—』<<http://www.toko.or.jp/top/STAYorHIT.pdf>>；上野 前掲注(1) p.72.

(55) 「中部国際空港開港、空港対岸部（前島）にカジノを」『Casino Japan』Vol.7, 2004.7, p.89.

発展させていく上で、カジノ導入は魅力ある施設の一つであることから、その合法化に向けて観光産業特区申請をしたものである」、「市長としては、カジノが鳥羽の観光を救い、魅力あるリゾート地に発展するよう市民とともに努力したい」⁽⁵⁶⁾と述べた。商工会議所青年部等を中心に「鳥羽カジノ構想検討委員会」が結成されている⁽⁵⁷⁾。

珠洲市（石川県）能登半島の最先端に位置する珠洲市では、市民団体「珠洲にラスベガスを創る研究会」が、カジノシテイの実現を目指し活動している。

1,000室の大型カジノ・ホテルを誘致する計画で、誘致に成功した場合の経済効果は、年間売上約2,330億円、雇用効果約2,000人、自治体の収益は約233億円（カジノ税10%）に達するという。カジノからあがる税収の用途については、少子化対策（育英資金、子育て支援等）を考えている⁽⁵⁸⁾。

大阪府 大阪府は、関西国際空港の対岸「りんくうタウン」に、カジノ、ショッピング、グルメ等の非日常的空間（「りんくうエンターテイメントゾーン」構想）をつくり、関西経済活性化の起爆剤にしようとしている。当初、大阪府は、「特区」の枠組みの中でカジノ構想を実現しようとしたが、その実現が困難であることがはっきりしたため、東京都、静岡県等とともに「地方自治体カジノ研究会」を創り、法制度や経済

波及効果等の検討に入った。

堺市（大阪府）堺市の外郭団体「財団法人堺都市政策研究所」は、平成17年3月に、茶室のあるカジノハウスや、前方後円墳をイメージした劇場等を併設したカジノ構想⁽⁵⁹⁾を、『都市型エンターテイメント施設基本計画に関する調査研究報告書』⁽⁶⁰⁾の形でまとめた。

広大な敷地を必要とするカジノの建設地については、堺市臨海部が適切であると訴えている。臨海部の約10haの土地に、約362億円をかけてカジノ、ホテル、劇場等を建設することで、年間来場者数121万人、初年度の経済波及効果約1,018億円、税収65～89億円が見込めるといふ⁽⁶¹⁾。

白浜町（和歌山県）和歌山大学、和歌山商工会議所等で作る「和歌山地域経済研究機構」は、白浜町にカジノ施設を作った場合の直接波及効果を129億円、雇用等の間接波及効果を72億円、総計201億円、新規雇用2,630人と試算している。運営形態については「公設・民営型」を、カジノからの税収については、観光産業振興目的に使うべきとしている⁽⁶²⁾。

徳島市（徳島県）徳島市の民間団体「徳島カジノ研究会」は、欧州型のリゾートカジノの実現を目指している。日本カジノ健康保養学会代表の中西昭憲氏は、英国型の「治療共同体」とドイツ型の温泉保養地「クワオルト」の概念を取り入れたまちづくりを考えている⁽⁶³⁾。

⁽⁵⁶⁾ 「鳥羽市カジノ構想」<<http://www.city.toba.mie.jp/kakuka/syoukan/kazino/japansi3.htm>>

⁽⁵⁷⁾ 「鳥羽市カジノ構想」『Casino Japan』Vol.7, 2004.7, pp.92-93.

⁽⁵⁸⁾ 珠洲にラスベガスを創る研究会『珠洲りふれっしゅゲーミング&リゾート構想—能登半島鉢ヶ崎（石川県珠洲市蛸島町）—』2002.10. <<http://www.suzu.or.jp/pub/lasken/kousou.htm>>

⁽⁵⁹⁾ 「茶室カジノや古墳の劇場：大阪・堺市が独自構想」

<<http://www.so-net.ne.jp/news/yomiuri/politics/html/20040510ia03.html>>

⁽⁶⁰⁾ 財団法人 堺都市政策研究所『都市型エンターテイメント施設基本計画に関する調査研究報告書 概要版』2005. <http://www.sakaiupi.or.jp/16_2.pdf>

⁽⁶¹⁾ 同上 pp.2-4.

⁽⁶²⁾ 「白浜が有力と報告、カジノ構想 経済効果、研究団体が試算」『紀伊民報』2005.1.15.

<http://www.agara.co.jp/DAILY/20050115/20050115_001.html>

⁽⁶³⁾ 「徳島・日本カジノ保養学会発足記念講演会」『Casino Japan』Vol.7, 2004.7, p.90.

宮崎県 大規模リゾート施設「シーガイア」が倒産した宮崎県では、ホテル業界を中心に、カジノ誘致を求める声が強い。平成12年9月に、宮崎市議会は、カジノ合法化に向けた取り組みを求めた「国際観光・リゾート形成のための新たな政策展開と地方財政基盤の強化促進を求める意見書」を提出した⁽⁶⁴⁾。平成13年3月には、県議会も2件の請願（「カジノの合法化を求める請願」、「カジノの合法化に関する請願」）を採択した。

平成14年6月に宮崎県は、総合規制改革会議に、「全国で実施すべき規制改革要望」として、カジノの合法化の要望を提出した⁽⁶⁵⁾。さらに平成15年2月には、東京都、大阪府、静岡県、和歌山県と共同で、「地方自治体カジノ研究会」を発足させた。

沖縄県 県議会は、平成11年にカジノ誘致を決議した。予定地としては、伊良部町下地島南側の191haの土地を想定していた。

平成15年には、沖縄県が『エンターテイメント事業可能性調査報告書』を公表した。この報告書は、諸外国のカジノ（ゲーミング）施設の概況のほか、国内の自治体等の動き、ゲーミング施設のメリット・デメリット、沖縄県内でゲーミング施設を展開する場合の論点整理等を行っている⁽⁶⁶⁾。

この報告書に対しては、経済界から、「内容は一般的、抽象的すぎて、カジノ導入に県はあまりに消極的」との批判の声も聞かれた⁽⁶⁷⁾。

平成16年1月には、沖縄経済同友会（国場幸

一、大城勇夫代表幹事）が、カジノの導入に向け『「沖縄型ゲーミング事業」報告書』⁽⁶⁸⁾を発表した。この報告書は、民設民営の会員制カジノで、364億円の税収、約1万3,000人の雇用増が見込めるとしている。税収は、観光産業振興資金、教育支援や人材育成、ギャンブル依存症患者へのケア等に充てるとしている⁽⁶⁹⁾。ただ、ゲーミング事業は、県経済の成長や失業率の改善（2%程度の改善）に貢献はするものの、その効果は段階的に逡減していくため、ゲーミング事業を目的として捉えるのではなく、観光振興の手段の一つと捉え、さらにステップアップを図る必要があるとしている⁽⁷⁰⁾。

平成18年3月には、県内11団体で構成する「沖縄県経済団体会議」が、「ゲーミング研究会」を発足させた。この研究会は、さまざまな側面から県民を納得させることのできるカジノ誘致の理由をさぐるとともに、カジノ実現のための調査研究を進めることを目的としている⁽⁷¹⁾。

平成19年には、「全国カジノ誘致団体協議会」（会員7団体）が、沖縄で「日本カジノ創設サミット」を開く予定である。

こうした一連のカジノ誘致の動きに対し、沖縄県女性団体連絡協議会は、カジノは「観光立県を標榜する沖縄のイメージに合わない」として、沖縄県へのカジノ導入に反対する陳情を行っている⁽⁷²⁾。カジノに対する沖縄県庁の姿勢は、次の言葉に示されている。

「カジノについては、現在法律の規制があることや、県民の間で様々な意見があることから、

(64) 室伏 前掲注(6) p.176.

(65) 財団広域関東圏産業活性化センター 前掲注(36) p.8.

(66) 沖縄県 前掲注(12) p.1.

(67) 「<カジノ設置> 沖縄経済同友会が調査報告書」『琉球新報』2004.1.10.

(68) 調査等は、「財団法人 南西地域産業活性化センター」が実施した。

(69) 「カジノ導入で報告書、沖縄経済同友会、雇用増1万3000人」『沖縄タイムス』2004.1.18.

(70) 「平成15年度事業報告書(7) 沖縄型ゲーミング事業の調査」

(財) 南西地域産業活性化センター <<http://www.niac.or.jp/disc/dl/15/15houkoku.pdf>>

(71) 「カジノ実現へ研究会」『沖縄タイムス』2006.3.7.

(72) 「県内における反対意見」沖縄県 前掲注(12) p.109.

他のエンターテインメント（映画、演劇、音楽等―筆者）と同列に論じることはできないと考えております。（中略）県としましては、カジノの導入については、県民の間で十分な議論を尽くす必要があると考えており、カジノ法制化に関する国の動向など、引き続き情報収集と県民への情報提供に努めて参りたいと考えています⁽⁷³⁾」

(2) カジノ誘致に反対・否定的である知事の意見

カジノ開催に前向きである主な地方自治体の動きは既に紹介したが、知事の中には、カジノ開催に否定的であったり、反対の人もある。そうした知事の反対意見・理由は、以下の通りである。

- * 「そういうもの（注：カジノ）が県内にできることは、あまり好まないです。（中略）県として動くつもりはもちろんないですし、何か動きが出てきた時もサポートするとか、支援するというつもりは特にはないです⁽⁷⁴⁾」（増田寛也・岩手県知事）
- * 「行政サイドとしては参加、今はこれはできませんよという意味表示もはっきりしていますから、（中略）まさかこのイーストベガス構想は、行政が挙げてやることじゃないと思います。そういうスタンスです⁽⁷⁵⁾」（寺田典城・秋田県知事）
- * 「本県（注：福島県）には、カジノとは別の素晴らしい観光資源がたくさんありますので、

本県の観光客誘致はそういう視点で考えております⁽⁷⁶⁾」（佐藤栄佐久・前福島県知事）

- * 「場外車券売場や馬券売場などについて、栃木県にとって相応しくない施設ということで、一貫して反対をしてきているわけですので、当然、その件（注：カジノ）についても、栃木県としては望ましくない施設と考えております。（中略）現時点においては、栃木県にとっては相応しくない施設だと思っております⁽⁷⁷⁾」（福田富一・栃木県知事）
 - * 「あえてカジノを群馬のような所で作りたいとは思いません。普通の社会に異質のものが持ち込まれるのではないか、というふうには私は直感ですけれども、そんなふうに思います⁽⁷⁸⁾」（小寺弘之・群馬県知事）
 - * 「私はあまりそういうこと（注：カジノ）に乗り出そうとは思いません。博打から財源を求める、というのは、私自身の感性には合わないですね⁽⁷⁹⁾」（片山善博・鳥取県知事）
- このほか、「雇用対策は別の手法で考えるべき」（山梨県）、「余暇の手段や新産業として認知されるか疑問」（兵庫県）、「これまで以上に射幸心をあおることになる」（山口県）、「地域振興策として有効か疑問」（熊本県）といった声も聞かれる⁽⁸⁰⁾。

2 民間団体等の動き

カジノ導入に向けては、民間団体等も調査研究のほか、提言や意見表明を行っている。以下に、その主なものを紹介する。

(73) 沖縄県観光商工部観光企画課「経済・振興について」2006.3.24.

<<http://www.pref.okinawa.jp/kouhou/ikenbako/keizai.htm>>

(74) 岩手県「知事記者会見記録」2006.5.15. <<http://www2.pref.iwate.jp/h/hp0205/kaiken.nsf>>

(75) 秋田県「知事記者会見」2006.5.15.

<<http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID>>

(76) 福島県「知事定例記者会見」2006.5.16. <http://www.pref.fukushima.jp/chiji/c_kaiken_h180516.html#05>

(77) 栃木県「知事定例記者会見」2006.5.16. <<http://www.pref.tochigi.jp/kaiken/mokuji.html#0516>>

(78) 群馬県「知事定例記者会見要旨」2006.5.15. <<http://www.pref.gunma.jp/hpm/kouhouka00388.html>>

(79) 鳥取県「知事定例記者会見」2003.2.10. <<http://www.pref.tottori.jp/kouhouka/kaiken/0210.htm#12>>

(80) 常滑商工会議所「前島集客機能検討資料」2002.1. <<http://www.toko.or.jp/airport/casino/casino5.htm>>

① 財団法人「日本プロジェクト産業協議会」
(JAPIC)

日本プロジェクト産業協議会は、鉄鋼、ゼネコン、商社等160社で構成される業際的な組織(昭和54年に発足)である。社会資本整備プロジェクトの推進や調査研究を行っている。

平成11(1999)年には、都市型複合観光事業研究会を立ち上げ、世界各地の集客エンターテインメント施設としてのカジノの調査等も行っている。平成12年には、『米国・カナダにおけるゲーミングビジネスの実態に関する調査報告書』⁽⁸¹⁾を、平成15年には、『欧州ゲーミング事情視察調査報告書』、『カジノ制度構築に向けた諸課題と対応策』を発表している。最後に挙げた報告書では、カジノ解禁による地方自治体の利益は、年間200億円⁽⁸²⁾に達すると試算している。

② 日本カジノ学会

日本カジノ学会(Japan Society for Casino Studies)は、平成8年5月に設立された団体で、その目的と使命を、次のように謳っている。「カジノ・ゲーミング文化に関心をもつ学究の懇親親睦」と、「日本国におけるカジノ創設啓蒙運動と創設を実現することを目的」とする⁽⁸³⁾。

また、我が国における「カジノ・ゲーミングの適正立法化への提言と助言⁽⁸⁴⁾」を目的としている。現理事長は、室伏哲郎氏(作家・評論家)で、常任理事には、猪瀬直樹氏(作家)、黒河内康氏(元スイス大使)、すぎやまこういち氏(作曲家)などが名を連ねている。平成13年には、『カジノ産業が日本を救う』(前掲注(6))という図書を刊行している。

③ 財団法人「広域関東圏産業活性化センター」
(GIAC)

このセンターは、関東圏の1都10県が、地域産業の活性化を目的に設立したものである。同センターは、特定テーマの調査研究を行っており、平成16年3月には、『カジノの運営主体及び地域経済などに及ぼす影響調査報告書』⁽⁸⁵⁾を発表した。この報告書は、諸外国のカジノ導入事例、我が国において立地可能性のある施設形態、影響、効果等を紹介している。

④ 東京商工会議所

東京商工会議所は、平成15年9月に、「複合エンターテインメント施設研究会」を発足させ、カジノを含む複合エンターテインメント施設のあり方を検討してきた。平成16年10月に公表したカジノに関する研究報告書『新たなエンターテインメントの創造—魅力と活力にみちた都市・東京の再生を目指して—』では、「カジノのもつ集客力・収益性を起爆剤に新たな都市文化を創出することが、東京の更なる魅力向上につながる」として、複合エンターテインメント集積コア「東京カジノ」を、都市観光の起爆剤と位置づけている⁽⁸⁶⁾。

日本経済団体連合会(経団連)も、平成18年3月に発表した「『知的財産推進計画2006』の策定に向けて」の中で(7(1)「巨大ライブ・エンターテインメント集積地の創造」の箇所)、「カジノに係る法整備の検討」を進めるべきであるとして、次のように述べている。「ライブ・エンターテインメント産業の活性化のみならず、日本の観光産業の振興のためにも、特区制度の活用等を

(81) 日本プロジェクト産業協議会都市型複合観光事業研究会編『米国・カナダにおけるゲーミングビジネスの実態に関する調査報告 総括編 資料編』日本プロジェクト産業協議会、2000。

(82) 「公設民営方式で自治体に年間200億円の収益試算」『月刊レジャー産業資料』No.442, 2003.7, p.126.

(83) 「日本カジノ学会定款、第2条(目的)3の規定」『Casino Japan』Vol.14, 2006.4, p.110.

(84) 同上

(85) 報告書全文は、GIACのホームページ <http://www.giac.or.jp/kenkyu/h15_1_3.pdf> に掲載されている。

(86) 『新たなエンターテインメントの創造』2004.10, 東京商工会議所, p.19.

含め、その核となるカジノに係る法整備の検討を進めるべきである⁽⁸⁷⁾」。

⑤ 大阪商業大学「アミューズメント産業研究所」

大阪商業大学(大阪府東大阪市)は、平成10年4月に「アミューズメント産業研究所」を設立した。同研究所は、その後、カジノ導入に的を絞った「ギャンブル・アンド・ゲーミング・プロジェクト」を立ち上げ、これまでに、カジノに関するアミューズメント研究叢書4冊⁽⁸⁸⁾を刊行している。

大阪商業大学(谷岡一郎学長)には、平成15年2月に設立された「ギャンブリング・ゲーミング学会」の事務局も置かれている。同学会は、ギャンブル産業の経済効果やギャンブル依存症の実態などにつき分析を行っている。

⑥ カジノスクール

プロのディーラー養成等を目的とする我が国初のカジノスクールが、平成16年4月、東京・東中野に開校した。週2日授業の1年制と、週3日授業の6カ月制とがあり、応募資格は20歳以上である。デーリング技術、接客術、カジノ英会話等を学ぶ⁽⁸⁹⁾。転職組を含む第1回卒業生は既に、外国のカジノや日本のカジノ関連業務についているという。

⑦ 財団法人 社会安全研究財団

同財団は、日本遊技機工業組合の発起により、昭和62年8月に発足した財団⁽⁹⁰⁾である。社会安全に係わる諸問題につき調査研究を行い、関係機関等に問題提起をするとともに、成果の国民への普及に努めている⁽⁹¹⁾。治安・防犯から安全なまちづくり、薬物乱用、犯罪被害、少年問題等まで幅広い調査研究を行っている。

カジノ関係では、これまでに、『世界のゲーミング』、『韓国におけるゲーミング』、『諸外国のゲーミング規制についてードイツ、イギリス、フランスの場合ー』等の報告書⁽⁹²⁾を刊行している。

3 政党の動き⁽⁹³⁾

自由民主党

平成13年12月、若手議員を中心に38名が、「公営カジノを考える会」(会長 野田聖子衆議院議員)を発足させた。翌14年6月には、会の名称を、「カジノと国際観光産業を考える会」に変更。さらに同年12月には、「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」(略称:カジノ議連)として新規発足した。

カジノ議連設立と同時に公表された「カジノ創設へ向けた基本的な考え方」の中では、観光振興、地域振興、税収・雇用拡大を目的とした特別立法措置が提案された⁽⁹⁴⁾。平成16年6月には「ゲーミング(カジノ)法基本構想」を公

⁽⁸⁷⁾ 日本経済団体連合会『「知的財産推進計画2006」の策定に向けて』2006.3.22.

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/009/index.html>>

⁽⁸⁸⁾ 例えば、谷岡一郎『ラスベガスの歴史』大阪商業大学アミューズメント産業研究所, 2004. などである。

⁽⁸⁹⁾ 「新カジノ事情 待望論」『朝日新聞』2006.4.7.; 「日本初、カジノディーラー養成学校がスタート」

<<http://www.foodrink.co.jp/backnumber/200402/news0222g-1.html>>

⁽⁹⁰⁾ 設立当初の財団の名称は、「財団法人 日工組調査研究財団」であったが、平成2年10月、現在の名称に変更。

⁽⁹¹⁾ 「財団法人 社会安全研究財団 設立の目的」

<http://www.syaanken.or.jp/01_goshoukai/02_moukuteki/02_mokuteki.htm>

⁽⁹²⁾ 各報告書は、社会安全研究財団のホームページの中の「ゲーミング 調査研究事業報告書」に掲載されている

<http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/11_gaming/gaming.htm>

⁽⁹³⁾ ここでは、マスコミの報道等に依拠しながら主な政党のカジノへの取組みを紹介するが、必ずしも、全政党のカジノへの取組みを網羅的に紹介したものでないことを、お断りしておく。

表した。この基本構想には、運営主体を地方公共団体とすること、カジノ依存症対策に「ゲーミング税」を充てること等が盛り込まれた⁽⁹⁵⁾。

平成18年2月、党内の正式機関のもとでカジノ議論をすすめる必要があるとの考えから、党政務調査会観光特別委員会（愛知和男委員長）の下に、「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」（岩屋毅委員長）が設置された。この検討小委員会は、「カジノは、多数の観光客を呼び込み、経済活性化や国際競争力の向上に極めて効果的⁽⁹⁶⁾」であるとの認識の下に、基本方針の策定を急ぎ、同年4月27日に、中間とりまとめを発表した。同6月16日には、「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」（以下、「基本方針」とする。）を発表するとともに、来年の常会（通常国会）への「カジノ・ゲーミング法案」（議員立法）の提出を目指す、との方針を確認した⁽⁹⁷⁾。

「基本方針」は、カジノについて、「早期の導入実現を図るべき」との考えを示すとともに、「カジノを国家の厳格な規制監視及び管理下に置くことで合法化する仕組みをつくることが不可欠であり、そのために新たな法律の制定が必要とされる」としている⁽⁹⁸⁾。

「基本方針」の概略は、以下のとおりである⁽⁹⁹⁾。

①「国際観光振興」を主目的とするほか、雇用

創出、地域振興・地域再生、負担感の無い新たな税源の創出等を目的とする。②国は自らカジノを担うべきではなく、法的枠組みの提供者、規制者としての役割を担う。③カジノの施行は、地方公共団体と民間事業者との「協働」によって、施行の枠組みを決定することが重要である。主務大臣（主務官庁）は、今後、党において関係府省庁と調整する。④施行地域は、「国際的・全国的視点からカジノ立地の振興効果を発揮できうる政策的ニーズの高い地域を優先し、2～3箇所に限定して実施⁽¹⁰⁰⁾」する。

⑤陸上固定カジノに限定するとともに、カジノは、単体の賭博遊技施設として運営するのではなく、映画館、ホテル、国際会議場を含めた観光振興等に資する「複合観光施設」（カジノ・コンプレックス）とする。⑥青少年への悪影響の排除、組織暴力対策、マネーロンダリング（資金洗浄）対策には、厳格な制度的対応が必要である（カジノ施設内でのATM〈現金自動出入機〉設置禁止、施設内や近隣特定地区での、カジノ遊興を目的とする金銭の貸付禁止）。⑦依存症患者等への対策は、その財源も含めて、国ないしは地方公共団体等によって措置されるべきである。⑧一定期間後に法の見直しを行う。

「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」の岩屋毅委員長は、今回の「基本方針」のポイ

(94) (財)広域関東圏産業活性化センター 前掲注(96) p.13.

(95) 自由民主党〈国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟〉「ゲーミング(カジノ)法基本構想」『Casino Japan』Vol.7, 2004.7, pp.106-109.

(96) 「カジノ合法化へ本格論議」『琉球新報』2006.2.26.

(97) 「カジノ導入法案 基本方針を決定 自民」『読売新聞』2006.6.17.;「エンタメ振興への重要なカギ」『フジサンケイビジネスアイ』2006.6.14.;「カジノ導入向け来年法案提出へ」『沖縄タイムス』2006.6.17.

(98) 自由民主党「カジノ・エンターテイメント導入へ『中間とりまとめ』」2006.4.27. <http://www.jimin.jp/jimin/daily/06_04/27/180427a.shtml>;「カジノ運営は複合施設で」『日本経済新聞』2006.4.27, 夕刊.

(99) 自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針 中間とりまとめ」2006.4.27.;「自民小委提言 カジノ規制は厳格に」『朝日新聞』2006.4.27, 夕刊.

(100) 自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」2006.6.16, p.6.

<<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/seisaku-013.html>>

ントを、雑誌インタビューの中で、次のように解説している⁽¹⁰¹⁾。

まず全般について、「この基本方針はいかにも日本的なものに見えるかもしれませんが、いかにも日本的なものでなければ実現はいたしません。(中略) 諸外国の類型とも少し違った、日本の行政事情を配慮した基本方針になっていると思います。⁽¹⁰²⁾」

「基本方針」では、主務大臣の下に「カジノ管理機構」(独立行政法人)を設け、ここが運営規則の制定、施行全般の監視等の実務を行う。また、主務大臣の諮問機関として、第三者の有識者からなる合議制の「カジノ管理委員会」が設けられる。「カジノ管理委員会」は、地域選定のための基本方針の策定や、カジノ管理機構の規則を審議することになる。行政改革が進められている中で、新たな組織づくりを行うことには困難がともなうが、簡素で効率的な組織づくりを目指す⁽¹⁰³⁾と述べている。

主務官庁がどこになるのか具体的には書き込まれていないが、岩屋毅委員長は、「立法の一番の目的である国際観光振興ということを考えますと、観光を所管している国土交通省ということになりますし、地域振興で考えると総務省、カジノの厳重な管理で考えると警察庁、カジノを擬似金融機関と考えると金融庁と、関係するところと合議する形になるかと思えます⁽¹⁰³⁾」と述べている。

カジノが設置される地方公共団体の具体的場所については、国際的な視点から観光振興効果が期待できる地域、さらには、地域振興の必要性があると見なせる地域が選ばれる可能性もあ

るといふ。カジノは民設民営、つまり、運営はほとんどを民間に任せることになる。カジノの許諾管理は国の専管事項となるが、地方においては、「地域環境管理委員会」が、地域の警察や行政と一体となって、治安維持、青少年の環境悪化を防止する。国民の幅広い理解をうるために、カジノの運営に関与する民間事業者の審査にかかる費用は、民間事業者が負担し、税金では負担しないことにしたという⁽¹⁰⁴⁾。

民主党

平成11年8月、「娯楽産業健全育成研究会」(通称:「娯産研」。石井一会長 <現・名誉顧問>)が発足した。遊技新法の立法化を目指すこの研究会の中に、「カジノプロジェクトチーム」が作られた。

平成18年2月27日に、お台場で開かれた「カジノ in お台場 第1回模擬カジノ体験会」(主催:日本カジノスクール、日本カジノディーラーズ)に出席した民主党の古賀一成議員(「娯楽産業健全育成研究会」の現会長)は、「カジノ合法化については、賛否両論があるが、いろいろな意見を聞きながら具体的な制度を考えていきたい。とにかくカジノは地方振興の目玉⁽¹⁰⁵⁾と述べたと報じられている。なお「娯産研」は、カジノとパチンコの同時決着を目指しているとも言われる⁽¹⁰⁶⁾。

4 その他の動き

(1) 税制調査会

平成13年11月の「税制調査会」(首相の諮問機関)基礎問題小委員会の席上、猪瀬直樹氏(作

(101) 「インタビュー:岩屋毅カジノ・エンターテインメント検討小委員長」『Casino Japan』Vol.15, 2006.7, pp.96-97.

(102) 同上 p.97.

(103) 同上 p.96.

(104) 同上

(105) 日本カジノスクール「カジノ合法化に向け大きな第一歩」2006.2.28.

<http://www.casinoschool.co.jp/2006/02/post_1.html>

(106) 「超党派によるカジノ合法化とパチンコ業法制度化の行方」『遊技通信』No.1320, 2006.6, pp.22-23.

家、日本カジノ学会理事)は、「カジノ・ゲーミング法と税」という報告を行った。カジノ等を合法化し、新たな課税制度を設けて一般財源を確保するアイデアを示した⁽¹⁰⁷⁾。

猪瀬氏は、カジノを合法化する根拠や問題点として、以下の4点を挙げた。

① カジノのようなレジャーを含めた産業は今後も増えていくので、カジノの合法化は、課税ベースの拡大につながる。② 現在、カジノは非合法であるため、ブラックマーケットが形成されている。合法化し、きちっと課税していくことが必要である。③ 地方の独自財源は、各県の工夫(カジノの開催等)によって作れることが望ましい。カジノの解禁は、地方分権にもつながる。④ 各省庁が胴元になることで入ってくるお金(競輪等公営ギャンブルからの交付金)は、各種公益法人を太らせ、天下りの温床となっている。特殊法人改革の視点からも、ギャンブルの改革が必要である⁽¹⁰⁸⁾。

猪瀬氏の報告に対し、事務局側は、「カジノの場合は、まさにどこの役所がそういう問題を考えるのかという、まずそちらのほうが先なので、税制当局の我々が、そこに出てくるわけにもちよっといきにくいのですけれども、(中略)勉強はさせていただいております⁽¹⁰⁹⁾」と述べた。石弘光税調会長(当時)も、「検討に値する⁽¹¹⁰⁾」とか「本格的に議論する価値はある⁽¹¹¹⁾」と述べた。

なお、平成15年6月に「カジノ議連」(「国際

観光産業としてのカジノを考える議員連盟)が各省庁に対して行ったカジノ関連の質問事項に対する国税庁の回答は、他省庁に比べるとかなり消極的⁽¹¹²⁾であったと報じられている。課税に関する議連の質問と国税庁の回答は、以下の通りである⁽¹¹³⁾。

問：「カジノからあがる収益に対して、通常の法人税等以外に追加的に国税を課する必要はないと考えてよいか。仮に必要なとした場合に、いかなる理由でどのように課税が考えられるか」

回答：「カジノに対する課税については、現時点ではカジノの設置や運営に関する新たな制度的枠組みが明らかでないことから、法人税等以外の課税の要否や具体的な課税のあり方について検討を行うことは困難であり、カジノの制度的枠組みに関する検討の進展を待って、諸外国の例や政府税調における論議なども踏まえつつ、検討する必要があると考える。(中略)いずれにせよ、カジノに対する課税については、(中略)制度の具体化を待って検討する必要があると考えている。」

(2) 経済財政諮問会議

平成14年4月の経済財政諮問会議の席上、カジノに関する議論が行われた。石原伸晃行政改革・規制改革担当大臣(当時)は、「特区」とのからみで次のように発言した。

『「カジノ構想」といったものもある。これか

⁽¹⁰⁷⁾ 『税制調査会第4回基礎問題小委員会議事録』(平成13年11月16日開催) p.35.

<<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/gijiriku/kiso004a.htm>>; 猪瀬直樹「カジノ・ゲーミング法と税について」(税制調査会第4回基礎問題小委員会 資料一覧 [基礎小4-7], 平成13年11月16日)

<<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/gijiriku/kiso004.htm>>

⁽¹⁰⁸⁾ 同上 pp.31-37. <<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/gijiriku/kiso004a.htm>>

⁽¹⁰⁹⁾ 同上 p.36.

⁽¹¹⁰⁾ 「カジノ税導入しよう」『毎日新聞』2001.11.17.

⁽¹¹¹⁾ 「合法カジノで税収増やそう」『朝日新聞』2001.11.17.

⁽¹¹²⁾ 質問に対する回答の基本的姿勢は、「現時点においては、カジノに関する基本的事項が明らかでないため、御質問につきお答えすることは困難である。」というものであった。

⁽¹¹³⁾ 「国会カジノ議員連盟が日本の主要省庁に『カジノ』関連質問」『Casino Japan』Vol.3, 2003.8, p.105.

らの産業を育てるということも大切であるが、一般の人々に経済がよくなってきたな、活性化してきたなと感じてもらえるような政策をこの規制改革特区でやっていくことも重要なことではないか⁽¹¹⁴⁾」。

これを受けて、民間議員も発言した。「大臣からカジノという話もあったが、そういうものは当然入れるべき。特に『カジノ構想』は、お台場という話もあるが、私はお台場には要らなくて、四国とか沖縄とか、(中略)観光、レジャーの特区というのも考えてもらった方がいい⁽¹¹⁵⁾」(奥田碩・トヨタ自動車会長)

「日本では、カジノとか賭博が、原則的に禁止されている雰囲気があるが、今後、全国的に駅前にカジノがあって、官制賭博はいいけれども、民間主体の賭博はいけないというのは、規制緩和の方向からすると問題がある。事後的な問題についてどのようにこれを制御していくかという問題はあるが、そういうような観点から幅広く議論をしていただきたい⁽¹¹⁶⁾」(本間正明・大阪大学大学院教授)

III カジノ導入をめぐる賛否

1 賛成論と反対論

カジノ導入をめぐる賛否は、どこまで行っても平行線のままであるように見える。賛成論者は、観光資源としてのカジノの魅力について述べるとともに、地域活性化や雇用機会の創

出⁽¹¹⁷⁾、新たな財源の確保に資すると、経済波及効果を強調する。また、適法カジノができた場合には、違法カジノが一掃されて、むしろ犯罪防止に役立つと主張している⁽¹¹⁸⁾。

これに対し反対論者は、青少年に対する悪影響や、ギャンブル依存症を患う人々が増加するとして懸念を表明している。また、カジノ推進者たちがひとしく強調する「地域活性化」という点についても、「いくら地域振興が厳しいからといって、魂を悪魔に売り渡したくない、歯を食いしばってでも頑張ることが今こそ必要だ⁽¹¹⁹⁾」とか、「カジノを導入するほど落ちぶれたくない」、「人間の弱みにつけ込む手段に頼るくらいなら、歯を食いしばってでも、一步一步、地道に地域づくりを進めていきたい」と批判する⁽¹²⁰⁾。

国会でのカジノ論議の際にも、「経済活性化ということだけの視点でこの特区構想がもし実施されるとすれば、それはやっぱり大きな落とし穴があり、それに落ちるのは国民自身じゃないかと、私はそこを大変懸念しているわけです。⁽¹²¹⁾」との意見が述べられている。

なお、米国での研究によれば、カジノの開設は、それほど大きな便益も、負の影響も地域には及ぼさないという。例えば、カジノの導入により犯罪は増加するが、それはカジノによるというよりも、むしろ人口が増えたことによる結果だという。また、カジノによっても失業率の著しい改善は望めないし、地方財政への貢献度

⁽¹¹⁴⁾ 「平成14年第11回経済財政諮問会議議事要旨」2002.4.24, p.5.

<<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2002/0424/shimon-s.pdf>>

⁽¹¹⁵⁾ 同上 p.7.

⁽¹¹⁶⁾ 同上

⁽¹¹⁷⁾ カジノ学会の室伏氏は、カジノが合法化されれば、全国で30万人の新規雇用が生まれると述べている

<<http://www.toko.or.jp/airport/casino/casino5.htm>>。

⁽¹¹⁸⁾ 谷岡一郎『カジノが日本にできる時』PHP 研究所, 2002, p.134.

⁽¹¹⁹⁾ 井戸敏三「知事メッセージ カジノについて」『ひょうごさわやか通信』No.23, 2002.12.16.

<<http://web3.pref.hyogo.jp/sawayaka/bk/141216.htm>>

⁽¹²⁰⁾ 「カジノの是非、ずっと平行線」『読売新聞』2004.10.23, 夕刊.

⁽¹²¹⁾ 第155回国会 参議院内閣委員会会議録 第8号 平成14年11月28日 p.29.

も、0.6%程度の歳入増にすぎないとして過度の期待を戒めている⁽¹²²⁾。

2 主な反対理由と対応策

ここで、カジノ解禁反対論者があげている主な反対理由・懸念と、それに対する推進派の意見を整理してみると、以下のようになる⁽¹²³⁾。

- ① 青少年に悪影響を及ぼす（射幸心をあおり、一攫千金の考え方が、勤労意欲や勉学意欲を低下させる）。
- ② カジノ周辺には享乐的な施設もできやすく、女性の人権が守られない。
- ③ 暴力団の関与が心配される（暴力団等がカジノに直接・間接的に関与し、利権をめぐる抗争等も懸念される）。
- ④ ギャンブル依存症患者が増える。
- ⑤ 風紀や住環境・教育環境等が悪化する（カジノ設置地域では、深夜まで騒がしくなり、風紀の乱れや住環境の悪化等を招く）。
- ⑥ これ以上ギャンブルは必要ない（公営ギャンブルのほかにパチンコもある。もうこれ以上ギャンブルは必要ない）。
- ⑦ カジノは、健全な娯楽として日本には定着しない（我が国では、ギャンブルそのものを悪とみなす人も少なくない。健全娯楽として定着するのは難しいのではないか）。

これらの批判や懸念に対し、推進派の人々は、諸外国の規制の事例をあげながら反論するとともに、以下のような各種対応策を検討してい

る⁽¹²⁴⁾。

①の「青少年への悪影響」については、入場に年齢制限を設けるのは勿論であるが、身分証明書の提示を求めるなど注意を払うとともに、違反したカジノ業者に対しては、厳しい罰金を科す必要があるとしている。ただ、米国では、カジノへの未成年者の立ち入りを厳しく規制しているにもかかわらず（IDカード確認義務や違反業者への多額の罰金等）、未成年者が不法にカジノに入場している。

我が国においても、カジノが解禁された暁には、青少年がカジノへの誘惑に駆られることは間違いのないとも言われる⁽¹²⁵⁾。カジノの設置場所についても、住宅地や学校等から十分距離をおくなど、青少年の行動範囲と重ならない立地に努めるとしている。

②や⑤の「犯罪の増加や環境悪化」については、米国で行われた調査でも、カジノと犯罪の増加を結びつける証拠はなかったと反論する⁽¹²⁶⁾。監視カメラの設置やパトロールの強化により、むしろカジノ導入後は、犯罪発生率が低下していると説明する。徹底した入場者チェックや監視パトロールが、犯罪や治安悪化を未然に防ぐことになるし、カジノの立地に注意することや、地域社会との連携も不可欠であるという。

③の「暴力団等の関与」については、ライセンス制度を構築し、厳格な審査等を行うことで、組織悪を排除する必要があるとしている。なお、カジノを合法化することにより潜在的需要を吸収し、アングラカジノ（闇カジノ、裏カジノ）を

⁽¹²²⁾ P.Baxandall and B.Sacerdote, "Betting on the Future: The Economic Impact of Legalized Gambling", *Rappaport, Policy Briefs*, January 13, 2005, p.8.; "Rappaport Study: Casino unlikely to Cause Significant Benefits or Problems," January 13, 2005.

<http://www.ksg.harvard.edu/press/press%20releases/2005/casino_report_011305.htm>

⁽¹²³⁾ 吉川春子「あなたはカジノに賛成できますか」『ヴィーナスはぁーと』No.155, <<http://www.rosetta.jp/venus/v158>>; 「カジノをめぐる諸課題と対応策」『カジノ制度構築に向けた諸課題と対応策』(株)日本プロジェクト産業協議会, 2003, pp.15-17.; 地方自治体カジノ研究会 前掲注⁽³⁰⁾ p.40.

⁽¹²⁴⁾ 地方自治体カジノ研究会 同上 pp.43-46.

⁽¹²⁵⁾ 谷岡・菊池 前掲注(4) p.197.

⁽¹²⁶⁾ 谷岡一郎「カジノの文化論」『JAPIC』No.97, 2003.12, p.3.

撲滅することもできるという⁽¹²⁷⁾。

④カジノが合法化された地域で、ギャンブル依存症問題が深刻化していることは事実である⁽¹²⁸⁾。アンケート調査の結果を見ても、カジノ解禁反対の理由として、地域、性別、世代を問わず、最も多いのが「依存症を増やす」との答えである⁽¹²⁹⁾。我が国の場合は、まだ、「ギャンブル依存症対策」に対する社会的認知度は低い。パチンコや公営ギャンブル等とも連携した対策が必要であると言われる。米国等では、カジノの収益の一定割合を、依存症の治療やそのための施設に使っている。また、カジノ内でのプレイが拒否されるばかりでなく、カジノ内からの退去を求められるといった強制力を持つ自発的排除プログラム(Voluntary Self Exclusion Program)も導入されている⁽¹³⁰⁾。

⑥の「ギャンブルはもういらぬ」との意見に対しては、カジノは公営ギャンブルとは違った特性を持った新たな娯楽であるが、単なるギャンブル場とならないよう工夫する必要もあるという。住宅地やオフィス街等の生活圏を避けた立地が必要であるとしている。

⑦の「カジノは日本では定着しない」という意見に対しては、不正の排除、経営や収支状況についての情報公開、ゲームルールの統一化・明確化、高い還元率等により、カジノの健全性をアピールしていく必要があるとしている。

カジノ賛成派からも、カジノの導入はそう簡単ではないとして、次のような意見が出されている。「カジノは公営ギャンブルやパチンコと

は違い、巨額の現金が頻繁に動くため、放置すれば組織悪の流入、依存症などのリスクがある。誰もが自由に認可を受ける業種ではない」し、カジノ法制の整備についても、「国民の意見が割れるテーマであり、省庁間の綿密な連携が必要で時間がかかる」⁽¹³¹⁾と。

我が国の場合、カジノとパチンコとの関係も調整しておかなければならない課題であろう。パチンコは、風俗営業適正化法(「風営法」)の適用を受け、ギャンブルとは見なされていない。パチンコ業者は、現状においては、必ずしもカジノの解禁に対し賛成というわけではなさそうである⁽¹³²⁾。

IV ギャンブル依存症問題

カジノ導入がもたらす各種の懸念事項の中で、最も大きいものの一つが、カジノに熱中する人が増え、その結果として、借金を重ね、経済的に破綻したり、家庭崩壊といった悲劇を招くことに対する懸念である。

ギャンブル依存症(「病的賭博」)は、経済的、社会的、精神的問題が生じているにもかかわらず、ギャンブルをやめることができない病気で、病理学的にも公認されている。悪いとわかっていても自分の意志では行動をコントロールすることができず、放っておくとどんどん進行する病気である⁽¹³³⁾。

ギャンブル依存症は、「否認の病」とも言われ、本人はなかなか治療の必要性を認めようとしない。アルコール依存症に似ており、摂取量

⁽¹²⁷⁾ 谷岡 前掲注⁽¹¹⁸⁾ p.141.

⁽¹²⁸⁾ 同上 p.4.

⁽¹²⁹⁾ 「カジノ解禁に反対の理由」『パチンコに関する世論・有識者調査報告書 概要版』(財)社会安全研究財団, 2003, p.28.; 一方、カジノ解禁に賛成する2大理由は、「地域経済の活性化に貢献しよう」と「非合法のギャンブルが減る」であった。

⁽¹³⁰⁾ 前掲『日本版カジノ』注⁽³⁷⁾ pp.38-39.

⁽¹³¹⁾ 「整備は複雑、慎重を要す」『沖繩タイムス』2006.3.14.

⁽¹³²⁾ 矢野経済研究所 前掲注⁽³⁹⁾ pp.1,4.

⁽¹³³⁾ 前掲『日本版カジノ』注⁽³⁷⁾ p.78.; 帯木蓬生『ギャンブル依存とたたかう』新潮社, 2004, pp.164,166.

(ギャンブルを行う回数)がどんどん増えていく。しかも、ギャンブルの場合の禁断症状(ギャンブル行動からの脱却を試みようとする、苛立ちなど、精神的に不安定な状態に陥る状況)は、アルコール依存症の場合よりも早く現れ、そのうえ長く続くという⁽¹³⁴⁾。

ギャンブル依存症は、再発の確率も高い。最も有効な治療法は、自分がギャンブル依存症という病気であることを認め、専門のリハビリ施設等に入所し、同じ依存症の仲間とともに自分の意思で直すしかないという。医師は、あくまでも「助っ人」にすぎないとも言われる⁽¹³⁵⁾。家族による「支え」(借金の肩代わり等)は、かえってギャンブル依存症を悪化させる。本人が痛み、苦しみに直面し、「底つき」を実感しない限り、回復は望めない。家族ができることは、「支え」をやめ、愛情を持って突き放すことだという⁽¹³⁶⁾。

ギャンブルは「自己責任」とよく言われるが、ギャンブル依存症は、社会的に放置しておくわけにはいかない性質のものであるだけに、ギャンブル依存症からの回復に向けて社会的基盤をどう構築していくかは、今後の課題となろう⁽¹³⁷⁾。

1 韓国のカジノと依存症問題

2000年に、廃坑地域の蘇生・開発を目的として、自国民向けのカジノ施設導入に踏み切った韓国では、既にカジノ依存症問題が発生してい

る。今後、深刻な社会問題に発展する可能性も指摘されている⁽¹³⁸⁾。以下では、韓国カジノの現状と依存症問題等を簡単に紹介する。

韓国北東部、ソウルから車で4～5時間の距離にある江原道(カンウォンドー)旌善(チョンソン)郡の過疎地(海拔1,150メートル)に、2003年末、カジノとホテル、テーマパークを備えた複合施設「江原ランドリゾート」が、本格的にオープンした(ゲーム場だけの単体カジノは、既に2000年10月に開業)。ここは、韓国国内で唯一、自国民の利用を認めたカジノ⁽¹³⁹⁾である。なお、このカジノの開業と同時に、「江原ランドリゾート」の周辺には質屋とモーテルが林立し、今日に至っているという⁽¹⁴⁰⁾。

同郡周辺部は、かつては、韓国有数の炭鉱地帯として栄えたが、80年代以降は、エネルギー合理化政策の影響等により廃鉱が相次ぎ、過疎化が進んだ。1995年、金泳三政権の下で、財政負担を限定した形で、廃鉱地域の経済活性化を図る目的で「廃坑地域開発支援に関する特別法」が制定された。この法律により、韓国国民のカジノプレーを可能にする施設がつくられた。

「江原ランドリゾート」⁽¹⁴¹⁾は、内国人利用可能な唯一の施設(韓国人は入場料を支払う。外国人は無料。)ということもあって、開業から6年目を迎えた今も、その熱狂には、すさまじいものがあるという。1日の平均入場者数は4,980人、粗収益は年間4,620億ウォン(約466億円相当)

⁽¹³⁴⁾ 「ギャンブル依存症を治す」『沖縄タイムス』2005.4.9.

⁽¹³⁵⁾ 同上;「ギャンブル依存症じわり」『朝日新聞』2006.1.26.

⁽¹³⁶⁾ 『『ギャンブル依存症』回復の道はある』『サンデー毎日』No.4678, 2005.2.6, p.149.

⁽¹³⁷⁾ 同上 pp.148-149.

⁽¹³⁸⁾ 『韓国におけるゲーミング』(財)社会安全研究財団, 2003, p.5.

<http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/11_gaming/gaming1503_01/pdf/p01-22.pdf>

⁽¹³⁹⁾ 韓国には14の公認カジノがある。このうち13は、外国人専用カジノである。13のうち8施設は、済州島にあり、残りは、ソウル特別市、仁川、慶州、釜山にある(宮塚利雄「最新韓国カジノ業界事情」『Casino Japan』Vol.12, 2005.10, p.74.)。

⁽¹⁴⁰⁾ 「韓国カジノ特集」『Casino Japan』Vol.12, 2005.10, p.64.;「韓国江原道メインカジノ現地ルポ」『Casino Japan』Vol.2, 2003.4, p.24.

⁽¹⁴¹⁾ 「江原ランド」の事業主体である株式会社「江原ランド」(Kangwon Land Inc.)は、半官半民の会社である。

で、他地域の外国人専用のカジノをしのいでいる⁽¹⁴²⁾。

カジノの営業前から平日で600人、週末には1,300人も人が行列をつくる。夜通しカジノを続け(カジノは24時間営業ではなく、平日の営業は、午前10時から翌日の午前6時まで)、カジノのソファで仮眠をとった後、開場を待つ姿が見受けられるという。

破産、自殺といった悲劇が続いているが、依存症に対する抜本的な対策は進んでいない。2001年9月に「韓国賭博中毒センター」、2004年7月に「賭博中毒センターソウル相談事務所」が開設された程度にすぎない⁽¹⁴³⁾。カジノから得られる利益の一部を利用したカジノ依存症者向けの矯正施設づくりも、始まったばかりである⁽¹⁴⁴⁾。

2005年のカジノの入場者数は、4年前の2倍の188万人に達した⁽¹⁴⁵⁾。ある推計によれば、韓国のギャンブル依存症患者は、242万人に達しており、18歳以上の15人に1人が依存症患者だというショッキングな報告もある。このように弊害が目立ちはじめたことから、市民団体や国会議員も規制の強化を求めている。韓国政府も、ようやく業界を統括する「統合監督委員会」の設置に向けて動きだしたと報じられている⁽¹⁴⁶⁾。

2 米国のゲーミング影響評価委員会報告

クリントン政権下の1996年、米国における商業的賭博の社会的・経済的影響を包括的に研究・評価するために、「米国ゲーミング影響評価委員会」(NGISC: National Gaming Impact Study

Commission) という特別委員会(委員は9名)が議場に設けられた。

この委員会の主要目的は、①ギャンブル依存症に係わる病理学的評価、②ギャンブルに関する法律、政策の検討、③ギャンブルと犯罪との関係の評価、④ギャンブルが個人、経済一般に与えている影響の評価、⑤ギャンブルの税収効果、⑥インターネット・ギャンブルの影響等を調査することにあつた。委員会は、2年間の調査の後、1999年6月に最終報告を提出し、解散した⁽¹⁴⁷⁾。

影響評価委員会は、毎年500億ドル以上の稼ぎのあるカジノが、これ以上拡大しないように、一定の歯止めをかける必要があることや、社会的影響等についても調査する必要があることを強調した。また、依存症に関しては、次のような勧告を行った。①連邦議会は、ギャンブル依存症が引き起こす諸問題について、国立健康研究所に調査モデルの準備を進めるように勧告すべきである。②すべてのギャンブルについて、参加は、21歳以上とすべきである⁽¹⁴⁸⁾。

NGISCの調査に協力したシカゴ大学の世論調査センター(National Opinion Research Center: NORC)の調査によれば、米国の成人の1.2%に当たる約250万人が「病的」(pathological)ギャンブラーである。また、約300万人が「問題のある」(problem)ギャンブラー、さらに、予備軍的な人々が、1,500万人以上もいるといわれる。青少年層(12~18歳)においては、事態は更に深刻であり、「病的」ギャンブラーの数は、110万人にも達するのではないかと見られてい

⁽¹⁴²⁾ 前掲注⁽⁴⁰⁾ 『Casino Japan』 Vol.12, 2005.10, p.73.

⁽¹⁴³⁾ 宮塚 前掲注⁽³⁷⁾ p.74.

⁽¹⁴⁴⁾ 韓 前掲注⁽¹³⁾ p.85.

⁽¹⁴⁵⁾ 「切り札の裏表 新カジノ事情3 賭博依存症」『朝日新聞』2006.4.4.

⁽¹⁴⁶⁾ 同上

⁽¹⁴⁷⁾ 前掲『日本版カジノ』注⁽³⁷⁾ p.36.; 沖縄県 前掲注⁽¹²⁾ p.48.

⁽¹⁴⁸⁾ 「海外事務所だより: ニューヨーク アメリカにみるカジノを主体とした街おこし」『自治体国際化フォーラム』 Vol.125, 2000.3, p.24.

る⁽¹⁴⁹⁾。

NGISC のレポートは、ギャンブルが拡大するにつれて、ギャンブル依存症患者の数は増えているし、将来も増え続けるであろうと述べている⁽¹⁵⁰⁾。

3 我が国のギャンブル依存症患者

一時、主婦のパチンコ依存症が随分話題となったが、我が国のギャンブル依存症患者は、100万人とも、200万人（このうち70～80%は、パチンコ・パチスロ関係と見られている。）とも言われている⁽¹⁵¹⁾。しかし、その実態はよくわかっていないし、依存症に対する系統的な対策も取られていない⁽¹⁵²⁾。

諸外国では、依存症対策の財源は、施行者からの拠出（民間治療機関に対する寄付や分担金支出）というケースが多いという⁽¹⁵³⁾。米国では、ギャンブル依存症の防止は、ギャンブルを提供する側（カジノ業界等）の責任である、との認識が確立しているため、カジノ業界でも、従業員に対する啓蒙教育や多額の損失を被った客に対するフォローなども行っている。

これに対し、我が国では、これまで、ギャンブルに伴い発生した様々な事件は、あくまでも、

自己責任であるとみなされることが多かった。近年ようやく、改善の動きも現れ始めている。「負のイメージになる」とか、「自らの足を引っ張ることになるのでは」、と及び腰であったパチンコ業界等も、ギャンブル依存症対策に取り組み始めている⁽¹⁵⁴⁾。

平成14年には、財団法人日本遊技関連事業協会が『パチンコ遊技と依存に関する調査 最終報告書』⁽¹⁵⁵⁾ を発表した。この中で、業界団体やパチンコ店が、依存症に対する教育、啓蒙活動に積極的に取り組む必要があると訴えた⁽¹⁵⁶⁾。

平成15年には、全国のパチンコ店で作る全日本遊技事業協同組合連合会（「全日遊連」）が、「依存問題研究会」を設置し、実態調査等を行っている⁽¹⁵⁷⁾。また、東京都遊技業協同組合（都遊協）は、大学教授（心理学）の協力をえて、パチンコ、パチスロ依存症を予防するためのホームページを開設している⁽¹⁵⁸⁾。

我が国の場合、パチンコやパチスロホールは、「事実上のカジノである」とも言われる⁽¹⁵⁹⁾。パチンコは18歳未満禁止であるが、大量の18歳未満や高校生が入場してゲームをしているのが現実である⁽¹⁶⁰⁾。カジノ依存症問題と並んで、「青少年への悪影響」に対する対応も急がれる課題

⁽¹⁴⁹⁾ Chad Hills. "The National Gambling Impact Study Commission (NGISC) Report," <<http://family.org/cforum/fosi/gambling/gitus/a0028977.cfm>> ; "Chapter 4 Problem and Pathological Gambling." p.6. National Gambling Impact Study Commission, *Final Report*.
<<http://govinfo.library.unt.edu/ngisc/reports/fullrpt.html>>

⁽¹⁵⁰⁾ *ibid.*

⁽¹⁵¹⁾ 「ギャンブル依存症じわり」『朝日新聞』2006.1.26.；帚木 前掲注⁽¹⁴³⁾ p.59.

⁽¹⁵²⁾ 菊池光造「ギャンブリングの『社会的コスト』をめぐって」谷岡・菊池 前掲注(4) p.197.

⁽¹⁵³⁾ 『ヨーロッパにおけるゲーミング』(財)社会安全研究財団, 2004, p.29.

⁽¹⁵⁴⁾ 星島一太「ギャンブル依存症の予防に医療機関と業界が動いた」『精神看護』Vol.9, No.2, 2006.3, pp.95-96.

⁽¹⁵⁵⁾ 日遊技産業の在り方特別委員会編『パチンコ遊技と依存に関する調査：最終報告書』財団法人日本遊技関連事業協会, 2002.

⁽¹⁵⁶⁾ 同上 p.27.

⁽¹⁵⁷⁾ 「ギャンブル依存症じわり」『朝日新聞』2006.1.26.

⁽¹⁵⁸⁾ 『「依存症」地獄の現実』『週刊ポスト』No.1807, 2005.5.27, p.183.；東京都遊技業協同組合「パチンコ・パチスロ依存症を予防するためのホームページ」<<http://www.pachinko-izon.net>>

⁽¹⁵⁹⁾ 谷岡一郎『現代パチンコ文化考』（ちくま新書）筑摩書房, 1998, pp.96-98.

⁽¹⁶⁰⁾ 菊池 前掲注⁽¹⁵²⁾ p.197.

であろう。

V シンガポールのカジノ合法化

カジノ導入を検討している各種の検討会は、諸外国のカジノの実態調査等も行っている。その中の一つ、自民党の「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」での事例研究⁽¹⁶¹⁾の際に、我が国でカジノを導入する場合、参考になる点が多かったとの声が聞かれた⁽¹⁶²⁾のは、シンガポールでのカジノ導入であった。シンガポールは、カジノを含む総合リゾートをつくることで、勢いを失った観光産業を盛り返そうとしている。

以下では、シンガポールにおけるカジノ合法化の経緯等を、簡単に見ておく。

シンガポールの国土面積（699平方キロメートル）は、東京23区ないし淡路島程度である。小さな島国ながら、シンガポールは、「経済大国」であり、同時に、ガムの販売・持ち込みの禁止や、ゴミのポイ捨てに対し罰金を科すなど、規制の厳しい国としても知られている。ただ、こうした清潔すぎることが災いしてか、観光客はシンガポールを通りすぎてしまいがちだという⁽¹⁶³⁾。そこでアジア諸国からカネを呼び込む諸施策の1つにカジノが据えられた。

観光客の誘致を目的として、シンガポールでカジノ論議が始まったのは、1980年代のことであった。しかし政府は、カジノが社会に与える影響等を懸念して禁止してきた。ところが、

2006年4月18日、議会で、カジノを含む総合リゾート施設を、湾岸新都心のマリーナ・ベイ地区とシンガポール屈指の観光地として知られるセントーサ島に建設することが決まった。

むろんすんなりと決まったわけではなく、反対もいろいろあったと報じられている。なお、カジノは主目的ではなく、カジノを含む複合リゾート施設を誘致することにより、観光収入を増やすのが目的である。カジノに対する反対も考慮して、リゾートに占めるカジノの面積は5%以下に抑えているし、運営会社にはカジノ税を課すことになった。そのためカジノ関係の企業にとっては、あまりうま味はないとも言われる⁽¹⁶⁴⁾。

2005年3月に、政府がカジノを認めるかどうか検討するとの方針を明らかにすると、賛否の議論が白熱した。カジノ認可に対しては、抵抗も強かったが、最終的には、経済効果の方が重視された格好となった。周辺諸国に比べ、近年、観光客数の伸びが落ち、地盤沈下していることに危機感を募らせた政府は、観光振興を目的に、カジノの合法化に踏み切ったものと見られている⁽¹⁶⁵⁾。2009年にも一般に公開される予定である。

なお、シンガポールでは、競馬、宝くじ、サッカーくじなども行われている。2015年までに外国人観光客を現在の2倍の1,700万人に、観光収入を3倍増の300億シンガポールドル（約2兆1,000億円）にすることを目標としている⁽¹⁶⁶⁾。

⁽¹⁶¹⁾ 自民党観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会 第8回（平成18年4月5日）の議題は、「カジノを合法化したシンガポールの事例研究」であった。

⁽¹⁶²⁾ 「日本カジノの夜明け カジノに関心がある国会議員5人に聞いてみました」『Casino Japan』Vol.14, 2006.4, p.90.

⁽¹⁶³⁾ 「カジノ誘致は聖物国家シンガポールの起爆剤となるか」2006.5. <<http://www.borderzero.com/pdf/casino.pdf>>

⁽¹⁶⁴⁾ 「高費用理由に入札企業激減 シンガポール初のカジノ」『沖縄タイムス』2006.3.14, 夕刊

⁽¹⁶⁵⁾ 「カジノ建設へGOサイン」『ラッフルズ・プレイス・レター』2005.7.

<<http://www.north-japan.org/rapureta2005-07p1.html>>; 「2009年、カジノがやってくる」『かけはし』2005.10. <http://cgi2.biwa.ne.jp/~keibun2/data/kake_200510_20_21.pdf>

⁽¹⁶⁶⁾ 「ラスベガス・サンズがシンガポール進出」『Casino Japan』Vol.15, 2006.7, p.89.

2つのカジノ建設により、関連業界を含めた新規雇用は、労働人口の約1.4%に相当する3.5万人（関連施設での直接的雇用1万400人、波及効果による雇いで2.5万人。）と推計されている。税収効果は、年14億シンガポール・ドルに達するものとみられている⁽¹⁶⁷⁾。

ギャンブル依存症などの社会的コスト問題の発生も懸念されることから、シンガポール政府は、自国民がカジノに入場する際（入場は、21歳以上の成人に限定する。）には、1日あたり100シンガポール・ドル（約63米ドル）、年で2,000シンガポール・ドル（約1,260米ドル）という高額の入場料を徴収することにより、一定の歯止めをかけようとしている⁽¹⁶⁸⁾。この他にも、カジノの弊害を訴えるキャンペーンの展開、強度のカジノ依存症患者に対する専門医による治療やカジノへの出入り禁止措置、カジノでの信用供与の禁止、生活保護受給者等の入場禁止、カウンセリング体制の強化（依存症の人に対する社会復帰プログラムを用意する団体に対する助成金交付等）が考えられている。さらに、マネーロンダリング等の違法行為を監視するカジノ監督庁の新設等も検討されているという⁽¹⁶⁹⁾。

おわりに

現在、我が国では、地域経済の活性化や国際観光振興の切り札として、カジノ合法化への関心が高まっている。カジノが、国民の間に広く受け入れられるためには、米国やヨーロッパ諸国等で既に導入されているカジノ産業健全化のための諸施策（例えば、厳格な事業免許審査、監視システム、透明性の高い経営等）を検討するだけでは不十分であろう。カジノが我が国の社会風土に合致し、社会的に受容されるようになるためには、何が必要であるかを十分に調査・研究し、社会的な合意形成を行う必要がある、と言われる⁽¹⁷⁰⁾。

地域住民が、カジノのメリット、デメリットについて共通の認識を持ったうえで、さらに、カジノが地域社会にポジティブな効果をもたらすとの認識を持つことができるかどうか、第一歩であるという⁽¹⁷¹⁾。カジノ導入により、依存症の増加等のマイナス面が大きいと判断されれば、カジノが地域住民に受け入れられることは難しく、前進は望めないかもしれない。

（いわき しげゆき 総合調査室）

⁽¹⁶⁷⁾ 木下智夫「カジノ開設の経済効果」

<http://www.jcci.org.sg/storefront/members/minthly_report/pdf/05-2005/s-02.pdf>

⁽¹⁶⁸⁾ "Las Vegas Sands is chosen to build Singapore casino." *New York Times*, May 27, 2006.

⁽¹⁶⁹⁾ 「出光 海外店便り」2006.7. <<http://www.idemitsu.co.jp/kaigai/tayori/index0607.html>>; 「シンガポール共和国」『ソブリン・クォーターリー・レビュー』No.6, 2005.5.25, p.1.

<<http://www.jcr.co.jp/sve/cxo/SG05-05.pdf>>

⁽¹⁷⁰⁾ 日比谷千恵「米国に学ぶカジノ産業の展開」三井情報開発株式会社, 2002.9.12.

<<http://research.mki.co.jp/keyword/casino/casino.htm>>

⁽¹⁷¹⁾ 「カジノ法制で美原融氏講演」『沖縄タイムス』2006.3.14.

<参考> 表 主要国のカジノ (ゲーミング) の概要

| | 米 国 | 英 国 | フ ラ ンス |
|--------|--|---|--|
| 沿革と現況 | 1860年代には、ゲーミングの合法化と全面禁止が繰り返された。不況を背景に、1980年代以降、各州でカジノが解禁された。1988年には「インディアンゲーミング規制法」が制定され、インディアン自治区でカジノが行われるようになり、自治財政を支えている。 | 伝統的に、ギャンブルに対しては、寛容である(ギャンブルを人間の遊びの文化的本能ととらえる)。カジノは会員制で、許可された場所においてのみ、行われている。カジノは、一般的な広告等も禁じられている。カジノの施設数は約140、従業員数は約1万5,000人である。 | 20世紀初頭のリゾートブームとともに、カジノが設置された。当時の制度的枠組を維持しながら、内容は継続的に改定され、今日に至っている。カジノの施設数は170で、ヨーロッパ随一である。 |
| 法規制 | 厳格な法規制により、カジノの「負の部分」の根絶を目指す、というのが基本的な考え方。民間自主管理型(ネバダ州)、公共管理型(ニュージャージー州)、中間型(ミシガン州)がある。 | 根拠法は、1968年ゲーミング法(2005年4月に、「賭博法」が成立。施行は2007年9月1日の予定)。68年のゲーミング法に基づいて、カジノ等を監督する国家機関として、「英国ゲーミング管理局」が創設された。2005年の「賭博法」により、ゲーミング管理局の機能は、新設の「賭博委員会」に移管され、権限も強化される。なお、カジノは、「文化・メディア・スポーツ省」の所管である。 | 1907年のゲーミング法。カジノの申請、更新等の許可は、内務省内の「ゲーミング委員会」が審査を担当している。警察も検査や規定細則を担当。財務省は、毎月、総収益の検証を行っている。 |
| 運営と仕組み | 運営の基本は、「民設民営」(民間企業がライセンスを取得して、カジノの設置、運営を行う)。ニュージャージー州は、「官」の管理色が強い。 | 民間の営業が基本。カジノ施設は、10の企業グループによる寡占状態にある。 | 国の強い管轄・規制を特色としている。カジノ施設は、大口掛け金の顧客を相手にする施設から、一般大衆向けの施設まで、多種多様である。フランスでは、ショーを観ることが、カジノの条件となっている。カジノは、大手7企業による寡占状態にある。 |
| 依存症対策 | ゲーミング収益の1%程度を、依存症患者の治療や治療施設のために使うことを、免許取得の条件にしている州もある。カジノ入場時の年齢制限は、21歳以上。「病的」ギャンブラーの認識・監視、掛金の抑制指導、相談用電話ホットラインの設置等を、事業者が義務づけている州もある。依存症対策の一環として、カジノでのプレイや入場を拒否する「自動排除」プログラムを導入している州もある。 | 18歳未満の未成年者のフロア立ち入りは禁止されている。一部施設を除き、カジノ施設内でのアルコールの販売、エンターテインメントの開催は、禁じられている。ゲーミング企業に信託基金を作らせ、業界として自主的に、依存症問題に対処するようにしている。事業者も注意を呼びかけるリーフレットを作成しているし、依存症の兆候を見分けるための従業員教育も行っている。 | フランスでは、ギャンブル依存症患者数等も、十分に把握できていない状態である。 |
| 課税、税率等 | カジノの粗利益(賭金総額から利用者への還元額を控除したもの)に対する課税(「ゲーム収益税」)が一般的である。税率は、6.75~30%まで様々。法人税、資産税をかけている州もある。税収の用途は、一般財源のところと用途を特定してところがある。 | ゲーミング・ライセンス税として、粗利益に2.5~40%の税がかけられる(段階的累進課税)。カジノ使用機器にも、遊興機器ライセンス税がかかる。このほか、法人税、免許取得税等もかかる。国税であるゲーミング税は、一般財源となっている。 | カジノに関する課税システムは、かなり複雑。事業者が、まず粗利益の25%を優先的に控除し、残りの粗利益が課税対象となる。段階的累進課税で、10~80%。このゲーミング税は、国が徴収した後、国90%、地方10%の比率で配分される。このほか、法人税、付加価値税、社会保障関連税等もある。カジノ入場者にも課税される。 |

(出典)『世界のゲーミング』(財)社会安全研究財団, 2004, p.102;『世界カジノ白書』データハウス, 1995, pp.24,46;

| ド イ ツ | オーストラリア | 韓 国 |
|--|--|---|
| <p>1800年代に、既に20カ所以上のカジノ施設があった。温泉保養地やリゾートにカジノが作られることが、多かった。1973年に、連邦法が改正され、伝統的な保養地以外でもカジノが開設できるようになった。80施設がある。</p> <p>自治体の税収確保が、カジノ導入の主たる目的である。</p> | <p>1973年に、タスマニア島に最初のカジノができて以降、各州で、カジノの設置が進められた。カジノは、観光産業振興の一環ととらえられており、全州にカジノがある。</p> | <p>1960年代半ばより、外貨獲得、観光振興等を目的に、外国人のみを顧客とするカジノ(13施設)が設けられた。</p> <p>2000年には、韓国北東部の「江原道」(カンウォンドー)に、自国民向けのカジノが設けられた。</p> |
| <p>1980年代以降、カジノの設置許可、課税権等は、州政府の所管事項となった。州のカジノ法により、設置許可要件、州による監督、カジノ税等が定められている。</p> <p>なお、規制のあり方は、州によって異なる。</p> | <p>法制度は、州によって異なる。</p> <p>一定期間、一定地域に、地域独占を認めるかわりに(但し、一定期間ごとに審査がある。)、高額な納税が求められている。</p> | <p>「観光振興法」(1967年)は、文化観光部の所管である。</p> <p>「江原道」のカジノは、「廃坑地域開発支援に関する特別法」(1995年)に基づき設置された。</p> |
| <p>ドイツのカジノには、「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」の3つのタイプがある。</p> | <p>施行の基本は、「民設民営」。</p> | <p>民間事業者による施行。高級リゾートホテルと併設されているところが多い。</p> |
| <p>カジノ入場時には、パスポートまたはIDの提示義務がある。</p> <p>約15万人を上回る「ギャンブル依存症」患者が、大きな社会問題となっている。</p> | <p>人口の約1%、約13万人が、深刻な依存症問題を抱えていると言われており、依存症対策は大きな課題である。</p> <p>依存症に対しては、州政府の保険省等が中心となって、各種広告物による注意の喚起、電話での予防・対応等を実施している。カジノ事業者もパンフレット等を作成し、注意を呼びかけている。</p> <p>25~40歳に依存症患者が多く、依存症対策は、大きな課題となっている。</p> | <p>施設内でのアルコール飲料の販売は禁止されている。</p> <p>ギャンブル依存症に対する政策的措置は、まだ十分には考慮されていないのが実情。</p> |
| <p>カジノ収益税は、極めて高い税率(ベルリン州では、粗カジノ収益に対し80%の課税)が課せられている。</p> <p>徴税システムも厳しく、営業終了時に、税額を計算し納税する。</p> | <p>州税としてのゲーム収益税の税率は高い。ゲーム収益税は、州の一般財源となっている。なお、粗利益に対しては、連邦税(9.89%)もかかる。</p> | <p>カジノに対しては、一般企業と同じように、企業所得税が課せられる。粗収益に対する特別課税がない代わりに、粗収益の水準に応じて、一定の納付金を「基金」として納める。</p> <p>外国人向けカジノの場合は、観光振興開発基金に納付する。</p> <p>「江原道」のカジノ(自国民向け)の場合は、粗利益の10%を「廃坑地域開発基金」に納付している。</p> |

(注) 日本プロジェクト産業協議会『欧州ゲーミング事情視察調査報告書』2003, pp.101-108,195-201. その他より作成。